

八幡市地域公共交通会議運賃部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、八幡市地域公共交通会議設置要綱第9条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項に規定する協議会として、八幡市地域公共交通会議運賃部会（以下「運賃部会」という。）の組織及び運営その他運賃部会に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 運賃部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項
- (2) その他運賃部会が必要と認める事項

（組織）

第3条 運賃部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 八幡市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

（部会長）

第4条 運賃部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、八幡市地域公共交通会議の会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、運賃部会を代表する。

（会議）

第5条 運賃部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 部会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 構成員に支障があるときは、当該構成員が指名する代理人を会議に出席させることができる。
- 6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（関係者の意見の反映）

第6条 八幡市は、法第9条第4項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（協議結果の取扱い）

第7条 運賃部会において協議が調った事項については、その結果を八幡市地域公共交通会議に報告するものとする。

（事務局）

第8条 運賃部会の事務を処理するため、運賃部会に事務局を置く。

2 事務局は、公共交通担当課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運賃部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。